

兵庫県公報

平成24年6月26日 火曜日 第2400号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	10
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	11
○ 港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（港湾課）	12
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	12
○ 都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定（建築指導課）	13
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	13
○ 兵庫県労働委員会の労働者委員候補者の推薦を求める公告（労政福祉課）	13
○ 特別保護地区の指定の案の縦覧公告（自然環境課）	14
○ 入札公告（中播磨県民局）	15
○ 同 上（西播磨県民局）	18
○ 同 上（同）	20
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（中播磨県民局）	23
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	24
○ 同 上（同）	26
○ 落札者等の公示（県立農林水産技術総合センター）	27
公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	27
警察本部公告	
○ 入札公告	29

告 示

兵庫県告示第830号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、

適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
相野駅周辺土地改良区	集落基盤整備事業（ほ場整備）	相野地区	平成24年 6月26日から 同 年 7月17日まで	三田市役所



兵庫県告示第831号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町金原字舟越499、499の1、503、530から532まで、535、535の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第832号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町桑野本字カマコゴ438から444まで、444の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第833号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町桑野本字ソラ山445、446、446の1、447から449まで、449の1、450、450の1、451から454まで、454の1、455、456、456の1、457、458、460
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第834号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字ワシン谷1897の1、1897の9から1897の12まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第835号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字イモジ1016の3（次の図に示す部分に限る。）、1016の18から1016の47まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第836号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字宮谷1227の4、1227の28から1227の96まで、1227の133から1227の136まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第837号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字大滝向1826の1、1827、1827の1、1827の2、字大滝谷1809の25から1809の57まで、1809の59、1809の60、字大滝1855、字ワシン谷1897の4から1897の8まで、1897の13から1897の19まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第838号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字宮谷1227の5
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第839号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町伊角字大宮谷1145の1から1145の4まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第840号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡新温泉町久斗山字宮谷1227の82、1227の95から1227の97まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第841号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町上郷字朝間ヶ嶽116の1（次の図に示す部分に限る。）、116の10、116の19、116の20
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第842号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町河江字ヒソ谷20、20の2、字菖蒲谷31の1、31の2、31の7から31の9まで、字浪谷32、33
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第843号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町大岡字大柞87
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第844号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町大岡字場屋敷89の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第845号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町大岡字三ツ石ケ成ル90の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第846号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市出石町奥山字東床尾324の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第847号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市出石町奥山字東床尾324の1（次の図に示す部分に限る。）、324の2、324の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森

づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第848号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市出石町奥山字茗荷谷312、313の1、313の2、314から316まで、317の1、317の2、318から322まで、323の1、323の2、325から338まで、339の1、339の2、340から353まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第849号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町後字枕木1の1、1の3、1の4、1の6、字枕木谷344、344の1、345から350まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第850号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町上郷字朝間ヶ嶽116の1（次の図に示す部分に限る。）、116の7
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第851号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市日高町万劫字古地畑59の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第852号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の1
別府工場長 重 田 裕 基
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
住友精化株式会社別府工場
播磨町宮西346番地の1

(3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設	
能	力	50m ³ N/時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	1~2	1~2
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	50	50
	浮遊物質 (単位 mg/L)	100	100
	窒素含有量 (単位 mg/L)	100,000	100,000
	りん含有量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	2

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年6月26日から同年7月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第853号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年6月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年6月26日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西脇八千代市川線	多可郡多可町八千代区中野間字花ノ宮1100番1から	旧	14.0から 28.0まで	22.0	
	同 郡同 町八千代区中野間字花ノ宮1100番1まで	新	14.0から 32.0まで	22.0	

県道 加 美 八 千 代 線	多可郡多可町八千代区中野間字花ノ宮1077番1から 同 郡同 町八千代区中野間字花ノ宮1100番1まで	旧	8.0から 21.0まで	84.0	
	多可郡多可町八千代区中野間字花ノ宮1077番1から 同 郡同 町八千代区中野間字花ノ宮1093番11まで	新	8.0から 10.0まで	57.0	終点 変更



兵庫県告示第854号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定に基づき、国際拠点港湾姫路港に係る放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり指定し、平成24年7月10日から施行する。

その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局港湾課及び中播磨県民局姫路港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 6月26日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 放置等を禁止する区域

昭和38年兵庫県告示第365号で指定した港湾区域及び昭和42年兵庫県告示第725号で指定した港湾隣接地域のうち、次の各点で囲まれた区域で、次の図で示す範囲

イ点 左岸 姫路市木場字前六反1424番8地先

ロ点 右岸 同 市木場十八反町62番地先

ハ点 右岸 同 市白浜町字戎新浜丙611番地先

ニ点 左岸 同 市木場字大木庭1391番2地先

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県県土整備部土木局港湾課及び中播磨県民局姫路港管理事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 放置等を禁止する物件

船舶、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車、木材、漁具、コンクリート塊、仮設工作物



兵庫県告示第855号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日時

平成24年 7月 4日（水）午後2時から午後3時まで

2 場所

宝塚市旭町2—4—15 兵庫県宝塚総合庁舎 1階第1会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社エム・イー・フロンティア

代表者氏名 井 谷 敬 士

事務所所在地 川西市小戸二丁目5番12号

免許番号 兵庫県知事(1)第300314号

免許年月日 平成20年 8月20日



兵庫県告示第856号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第8条第3項の規定により、次のとおり特別指定区域を指定したので、同条第5項において準用する同条例第5条第8項の規定により、告示する。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	特別指定区域	予定建築物等の用途	指定年月日
東剣坂町地区	加西市東剣坂町字上代の一部	別図のとおり	平成24年 6月26日
西上野町地区	加西市西上野町字平林及び西村中の各一部	同 上	同

（別図は省略し、その関係図書を兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課及び加西市役所都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月日
農業	A2346	平成25年 6月16日	美方郡新温泉町	但馬県民局	平成23年12月29日



兵庫県労働委員会の労働者委員候補者の推薦を求める公告

兵庫県労働委員会の委員に1名の欠員が生じたので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、補欠委員を任命するため、次により労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成24年 6月26日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 推薦資格を有する者
兵庫県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の兵庫県労働委員会の証明を得た労働組合
- 2 被推薦者
禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
なお、一般職の国家公務員又は地方公務員である場合には、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第104条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定による許可が必要である。
- 3 推薦期間
平成24年 6月27日（水）から同年 8月10日（金）まで
- 4 推薦に必要な提出書類
(1) 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課及び各県民局労政担当課備付けの推薦書及び候補者経歴書
(2) 推薦に係る労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の当該候補者の推薦に係る兵庫県労働委員会の資格審査証明書（資格審査に当たっては、相当の期間を要する場合がある。）
- 5 推薦書類の提出先
兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課又は各県民局労政担当課



特別保護地区の指定の案の縦覧公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第29条第4項において準用する法第28条第4項の規定に基づき、法第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区について、次のとおり公告する。

また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第5項の規定に基づき、特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日（平成24年7月9日）までの間に、これらの指針案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成24年6月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 特別保護地区の名称

氷ノ山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

氷ノ山鳥獣保護区のうち、兵庫森林管理署坂ノ谷国有林92林班中に及びる、93林班中ろ、94林班中ほ、89林班中ほ及びと並びにイ及びロ、90林班中に、ほ及びは、奥山国有林649林班中と1、へ及びと2、650林班中ほ1及びと、651林班中へ1、と、ち1及びち2並びにイの各小班並びに四ヶノ仙国有林647林班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、兵庫県と鳥取県の県境に位置し、標高1,510mの氷ノ山を中心とした山塊である。ブナ、ミズナラを中心とした冷温帯林に覆われており、天然スギからなる湿性植物群落など地域特有の食性も有している。また、種の保存法により国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ、クマタカなどの大型猛禽類やツキノワグマなどの大型ほ乳類の重要な生息地になっている。

このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣及びその生息地の保全を図るものである。

ウ 管理方針

兵庫県森林動物研究センター等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、地区内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び但馬県民局朝来農林振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係

2 (1) 特別保護地区の名称

扇ノ山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

扇ノ山鳥獣保護区のうち、兵庫森林管理署畑ヶ平国有林435林班中い、437林班中よ1及びよ2、438林班中わ1及びわ2、439林班中る、440林班中る、441林班中い及びり1、442林班中に1及びい、443林班中い、円山川森林計画区新温泉町67073林班中ウ及びエ、67074林班中ア及びイ、67075林班中アの各小班並びに67076林班中アのうち青下上山登山道以東の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、兵庫県の北西部、鳥取県に接する扇ノ山（標高1,310m）から北東に展開する山岳高原地帯で氷ノ山後山那岐山国定公園の一部が含まれる。地区内には、種の保存法により国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、当地区を特別保護地区に指定し、当地区に生息する鳥獣及びその生息地の保全を図るものである。

ウ 管理方針

兵庫県森林動物研究センター等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、地区内の鳥獣の生息及び繁殖状況の把握に努める。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課及び但馬県民局豊岡農林水産振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係

3 (1) 特別保護地区の名称

平荘湖特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

平荘湖鳥獣保護区のうち平荘湖の湖面一円の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地

イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、昭和41年に完成した兵庫県営工業用水ダムの人工湖であり、その後水鳥の生息環境として優れた地域となったことから、昭和47年に特別保護地区に指定され、冬季に飛来するカモ類をはじめ多くの水鳥の休息と採餌に適した生息環境を形成している。

このため、当地区を特別保護地区として指定し、当地区に生息する鳥類の生息環境の保全を図るとともに、都市近郊における野鳥とのふれあいの場を提供し、豊かな生活環境の形成を促進するものである。

ウ 管理方針

当地区に飛来する鳥類を描いた野鳥図版を2箇所設置して野鳥観察に役立てるとともに、ガンカモ類の生息調査を通じて飛来する鳥類の把握に努め、野鳥の安定的な生息環境を保全する。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課及び東播磨県民局加古川農林水産振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567（固有番号のため住所の記載は不要）
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年6月26日

契約担当者

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

1 調達内容

(1) 調達する物品の名称及び数量

LED道路照明灯の賃貸借 1,814灯

(2) 調達物品の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 賃貸借期間

平成25年1月1日（火）から平成34年12月31日（土）まで

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明した者であること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成24年6月26日（火）から同年7月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

(2) 交付場所

〒670-0947 姫路市北条1丁目98
兵庫県中播磨県民局総務企画室財務課 担当 南葉
電話 (079) 281-9031 F A X (079) 285-1102

4 入札参加申込書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成24年6月26日（火）から同年7月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成24年8月7日（火）午後1時30分
場所 兵庫県姫路総合庁舎 101会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年8月6日（月）午後4時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成24年6月26日（火）から同年7月24日（火）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

イ 受付場所

前記3(2)に同じ。

ウ 提出書類

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成24年7月27日(金)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年8月3日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年8月21日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hirozou Tamada, Executive Director General, Nakaharima District Administration Office

- (2) Nature and quantity of the products to be procured:
1,814 (one thousand, eight hundred and fourteen) sets of LED road lighting (leasing contract)
- (3) Lease period:
January 1, 2013 - December 31, 2022
- (4) Delivery location:
As per designated by the head of the procuring entity in specifications
- (5) Deadline for tender:
13:30 August 7, 2012 by direct delivery
16:00 August 6, 2012 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:
Mr. Namba, General Affairs Office, Nakaharima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government
1-98 Hojo, Himeji, Hyogo 670-0947
TEL (079)281-9031



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 6月26日

契約担当者
西播磨県民局長 藤原由成

1 調達内容

- (1) 調達する物品の名称及び数量
LED道路照明灯の賃貸借 545灯
- (2) 調達物品の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 賃貸借期間
平成24年12月1日(土)から平成34年11月30日(水)まで
- (4) 納入場所
契約担当者が仕様書等で指定する場所
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明した者であること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成24年6月26日（火）から同年7月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

(2) 交付場所

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
兵庫県西播磨県民局総務企画室財務課
電話 (0791) 58-2108 F A X (0791) 58-2162

4 入札参加申込書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成24年6月27日（水）から同年7月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成24年8月9日（木）午後1時30分
場所 兵庫県西播磨総合庁舎 1階大会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年8月8日（水）午後4時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成24年6月27日（水）から同年7月26日（木）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

イ 受付場所

前記3(2)に同じ。

ウ 提出書類

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

平成24年8月2日（木）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年8月7日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

1 調達内容

(1) 調達する物品の名称及び数量

LED道路照明灯の賃貸借 781灯

(2) 調達物品の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 賃貸借期間

平成24年12月1日（土）から平成34年11月30日（水）まで

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明した者であること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成24年6月26日（火）から同年7月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

(2) 交付場所

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25

兵庫県西播磨県民局総務企画室財務課

電話 (0791) 58-2108 F A X (0791) 58-2162

4 入札参加申込書、入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成24年6月27日（水）から同年7月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成24年8月9日（木）午後1時45分

場所 兵庫県西播磨総合庁舎 1階大会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年8月8日（水）午後4時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

平成24年6月27日（水）から同年7月26日（木）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、午後0時30分から午後1時30分までを除く。）

イ 受付場所

前記3(2)に同じ。

ウ 提出書類

仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

平成24年8月2日（木）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年8月7日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

免除

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成24年8月23日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵

庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yoshinaru Fujiwara, Executive Director General, Nishiharima District Administration Office

(2) Nature and quantity of the products to be procured:

781 (Seven hundred and eighty-one) sets of LED road lighting (leasing contract)

(3) Lease period:

December 1, 2012 - November 30, 2022

(4) Delivery location:

As per designated by the head of the procuring entity in specifications

(5) Deadline for tender:

13:45 August 9, 2012 by direct delivery

16:00 August 8, 2012 by post

(6) Person to contact concerning the notice:

Finance Division, General Affairs Office, Nishiharima District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

2-25 koto, kamigori-cho, Ako-gun, Hyogo 678-1205

TEL (0791)58-2108

~~~~~

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年6月26日

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ町田店

所在地 姫路市町田字横枕54-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 岩 本 隆 雄

住所 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町121番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

代表者の氏名 岩 本 隆 雄

住所 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町121番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年1月26日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,161平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

100台

(2) 駐輪場の収容台数

68台

(3) 荷さばき施設の面積

98平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

19.3立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻    |
|----------------|------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 午前7時 | 午後9時45分 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成24年 5 月 25 日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 6 月 26 日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年10月26日

(2) 提出先

中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 佐用ショッピングタウン

所在地 佐用郡佐用町佐用1060ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 名称 | 代表者の氏名 | 住所 |
|----|--------|----|

|                |         |                  |
|----------------|---------|------------------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 岩 本 隆 雄 | 姫路市三左衛門堀東の町121番地 |
|----------------|---------|------------------|

|         |       |                |
|---------|-------|----------------|
| 株式会社コメリ | 捧 賢 一 | 新潟市南区清水4501番地1 |
|---------|-------|----------------|

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

- |                |         |                 |
|----------------|---------|-----------------|
| 名称             | 代表者の氏名  | 住所              |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 原 田 明 彦 | 姫路市北条口4丁目4番地    |
| 株式会社コメリ        | 捧 賢 一   | 新潟市清水4501番地1    |
| 株式会社ナカ薬局       | 中 島 粒音子 | 神崎郡福崎町西田1420番地1 |
- イ 変更後
- |                |         |                  |
|----------------|---------|------------------|
| 名称             | 代表者の氏名  | 住所               |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 岩 本 隆 雄 | 姫路市三左衛門堀東の町121番地 |
| 株式会社コメリ        | 捧 賢 一   | 新潟市南区清水4501番地1   |
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- ア 変更前
- |                |         |                |
|----------------|---------|----------------|
| 名称             | 代表者の氏名  | 住所             |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 原 田 明 彦 | 姫路市北条口4-4      |
| 株式会社コメリ        | 捧 賢 一   | 新潟市清水4501-1    |
| 株式会社ナカ薬局       | 中 島 粒音子 | 神崎郡福崎町西田1420-1 |
- イ 変更後
- |                |         |                |
|----------------|---------|----------------|
| 名称             | 代表者の氏名  | 住所             |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 岩 本 隆 雄 | 姫路市三左衛門堀東の町121 |
| 株式会社コメリ        | 捧 賢 一   | 新潟市南区清水4501-1  |
| ゴダイ株式会社        | 浦 上 晃 之 | 姫路市駅前町268      |
- 外2者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称          | 開店時刻 | 閉店時刻                      |
|-------------------------|------|---------------------------|
| マックスバリュ西日本株式会社<br>その他未定 | 午前8時 | 午後11時                     |
| 株式会社コメリ                 | 午前9時 | 午後8時（6月～8月の<br>期間に限り午後9時） |
| 株式会社ナカ薬局                | 午前9時 | 午後8時                      |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称      | 開店時刻 | 閉店時刻                      |
|---------------------|------|---------------------------|
| マックスバリュ西日本株式会社      | 午前7時 | 午後11時                     |
| 株式会社コメリ             | 午前9時 | 午後8時（6月～8月の<br>期間に限り午後9時） |
| 株式会社ゴダイ             | 午前9時 | 午後8時                      |
| 株式会社大創産業<br>株式会社MKK | 午前8時 | 午後11時                     |

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前7時45分から午後11時15分まで

イ 変更後

午前6時45分から午後11時15分まで

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成23年10月3日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成23年10月3日ほか

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成24年 6 月 1 日
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
平成24年 6 月 1 日
- 5 届出年月日  
平成24年 5 月 29 日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年 6 月 26 日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成24年10月26日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年 6 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 やぶYタウン  
所在地 養父市上箇153番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 養父町開発株式会社  
代表者の氏名 藤 岡 美智夫  
住所 養父市小城567番地

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 変更前

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻   | 閉店時刻    |
|----------------|--------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 午前 9 時 | 午後 11 時 |
| 株式会社サンキュー高島屋   | 午前 9 時 | 午後 9 時  |
| その他            | 午前 9 時 | 午後 8 時  |

イ 変更後

| 小売業を行う者の氏名又は名称 | 開店時刻   | 閉店時刻    |
|----------------|--------|---------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 午前 7 時 | 午後 11 時 |
| 株式会社サンキュー高島屋   | 午前 9 時 | 午後 9 時  |
| その他            | 午前 9 時 | 午後 8 時  |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前 9 時から翌午前 0 時まで

イ 変更後

午前 6 時 45 分から翌午前 0 時まで

4 変更年月日

平成24年 6 月 1 日

5 届出年月日

平成24年 5 月 30 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課

(2) 縦覧期間

平成24年 6 月 26 日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年10月26日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 6 月 26 日

契約担当者

兵庫県立農林水産技術総合センター所長 渡 邊 大 直

1 落札にかかる工事の名称

漁業調査船「たじま」第 1 種中間検査修繕整備工事

2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地

兵庫県立農林水産技術総合センター但馬水産技術センター 美方郡香美町香住区境1126—5

3 落札者を決定した日

平成24年 4 月 27 日

4 落札者の氏名及び住所

サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町 3 丁目 5 番 1 号

5 落札金額

73, 290, 000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成24年 4 月 6 日

**公 安 委 員 会 告 示**

**兵庫県公安委員会告示第184号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第 2 条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年 6 月 26 日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

- 1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等
  - (1) 警備業務の区分  
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）
  - (2) 実施日
    - ア 新規取得講習  
平成24年7月30日（月）から同年8月6日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間
    - イ 追加取得講習  
平成24年8月2日（木）から同月6日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間
  - (3) 実施場所  
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター
  - (4) 修了考査の実施  
新規取得講習及び追加取得講習ともに、8月6日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。
- 2 受講定員  
新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。
- 3 受講対象者  
受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 新規取得講習  
受講申込日において、次のいずれかに該当する者
    - ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
    - イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者
    - ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
    - エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者
    - オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
  - (2) 追加取得講習  
法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの
    - ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
    - イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者
    - ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
    - エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
    - オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの
- 4 受付期間  
新規取得講習及び追加取得講習ともに平成24年7月2日（月）から同月13日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）
- 5 申込先  
兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）
- 6 申込時の提出書類
  - (1) 新規取得講習を受講しようとする者
    - ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

## イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のイに該当する者については、履歴書及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(f) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(g) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(d) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(h) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## (2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

## ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のイに該当する者については、履歴書及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(f) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(g) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(d) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(h) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

## 7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

## 8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

## 9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

(6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

## 10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

## 11 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線3046

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

## 警察本部公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年6月26日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉田 潤

## 1 調達内容

### (1) 件名及び数量

X線マイクロアナライザー 一式（賃貸借）

### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書及び仕様書で指定する特質等を有すること。

### (3) 賃貸借期間

平成24年12月1日（土）から平成31年11月30日（土）まで

### (4) 納入場所

兵庫県警察本部長が指定する場所

### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 岡嶋

電話 (078) 341-7441 内線2254

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成24年6月26日（火）から同年7月10日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成24年8月7日（火）午前10時 兵庫県警察本部 4階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年8月6日（月）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年8月6日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金  
免除
- (4) 入札者に求められる義務
- ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した物品のカタログ等の書類を平成24年7月10日（火）までに提出すること。
- イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成24年8月14日（火））までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総額の金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効
- 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要作成
- (8) 落札者の決定方法
- 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering
- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Jun Kurata, Director of Hyogo Prefectural Police H.Q.
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:  
X-ray Micro Analyzer, 1 set
- (3) Term of a contract:  
From December 1, 2012 through November 31, 2019
- (4) Delivery place:  
The place that Hyogo Prefectural Police H.Q. nominate
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 July 10, 2012
- (6) Deadline for tender:  
17:00 August 6, 2012 by mail  
10:00 August 7, 2012 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Okajima, Facilities Section, Accounting Division, Hyogo Prefectural Police H.Q.

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2254